

## 議会報告会 町に対する意見・要望（回答）

（平成24年3月26日から3月30日開催）

1 町税の未収金あまり減っていないが、民間の力を借りるなど徴収対策を強化してはどうか。

（回答）町税の未収額は、H18とH22との比較で7.5%減少しております。町では現年課税分の収納率を高め、滞納繰越分への移行を少なくするため、督促、催告などの業務を日々行っております。

民間活用としては、これまでもインターネットオークションを導入し成果を上げており、また、平成24年4月からは、納付窓口の拡大を図り、利便性を向上させるため、コンビニエンスストアでの収納業務を始めました。

他にも民間活用の事例としては、電話（コールセンター）や、訪問による“自主納付の呼びかけ”を委託する自治体もありますが、税金徴収のような直接の金銭收受については一定の制限があり、行われておりません。徴収業務の準備作業や決定に基づく事務執行については民間を活用し、限られた徴収職員が差押などの“公権力行使”に集中的に取り組める体制づくりも必要です。しかし、個人情報保護や、栗山の地域性や滞納件数、滞納者の傾向を考慮しながら、今後とも検討してまいります。

2 ごみ分別の説明会を細やかに実施して欲しい。

（回答）平成23年度より実施しております、炭化処理に伴う分別の説明会を平成22年度に各町内会・自治会等で実施し、さらに、平成23年度に再度説明会を行っております。今後も、町内会等の要請により説明会を行ってまいります。

また、今年度新たに町主催によるごみ処理施設の見学会を春・秋の年2回実施を予定しております。

3 ごみの分別に支障をきたしている高齢者に特別なごみ袋を提供してはどうか。

（回答）特別な袋とは、分別せずに入れられる袋を意味しているものと理解し回答いたします。

結論から申しますとできません。

理由といたしましては、

1. 新たに袋を作成する費用が増加する。
2. 収集の体系を変更することによる費用が増加する。
3. 収集後の分別作業のための人員を増やすため費用が増加する。
4. 分別せずに出せる袋のため高齢者のみに限らず利用されることとなり、埋立量の減容にならない。

以上のことから袋の提供は考えておりませんので、分別に今一度ご協力の程よろしく願いいたします。

**4 犬等の糞処理啓発の看板を立てて欲しい。**

(回答) “犬のフンは持ち帰ろう” “きれいなまちはマナーから” の啓発看板は、町が作成し、希望する町内会、自治会に配布しております。

ご希望があれば町内会長、自治会長を通じて町環境生活課にお申し込みください。

**5 日出団地の廃止予定として平成32年になっているが、それまで使用可能なのか。**

(回答) 日出団地につきましては、平成32年に計画しております継立団地の建替えに伴い廃止を予定しており、既に新規入居者の募集は行っておりません。

現在入居されている方々につきましては、継立団地建替えまでに移転していただくよう協議してまいります。

**6 炭化処理で埋め立て施設が延命になるのか。また、効果が出ているのか。**

(回答) 平成22年度まで埋め立てをしていた、その他ごみを「炭にできるごみ」と「炭にできないごみ」に分別することにより埋立量は減容し施設の延命になります。

平成22年度の埋立量は約1,580 tで平成23年度は約860 tと分別により減容となっております。

分別による埋立量が減り効果は出ております。

しかし、まだまだ分別の間違いが多く、分別の徹底が必要な状況にあります。

7 湯地地区環境整備工事についてドッグランを整備するようだが、管理運営も含めて地域住民の理解が得られているのか。また、万が一ドッグランで起きた場合の事故対応や補償は。

(回答) 湯地地区環境整備につきましては、公共工事の土捨て場として使用し、当初からその役目が終了した後は緑化整備することで、第5次総合計画にも事業を計上しております。

また、隣接する分譲宅地の販売時においても、お客様には旧土捨て場を緑化整備する旨ご説明しておりました。今後は、工事内容が決まり次第、関係する住民の方々に事前にご説明してまいります。

施設の管理等につきましては、草刈等の維持管理は町で行ってまいります。管理人は常駐いたしませんので、案内看板等で利用者マナーについて周知を図ってまいります。

事故対応等については、利用者相互の責任において対応していただきたいと考えますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

8 エコビレッジ湯地の丘分譲住宅について、売り込む姿勢が悪いのではないかと。札幌の方では旗を立てて宣伝しており（祝祭日を問わず営業）、案内する人も常駐している。女性の意見も取り入れるべきである。

(回答) 現在までの販売促進活動の状況としては平成22年7月に交流人口拡大の事業展開に向け、行政と民間組織が一体となった「くりやま移住促進協議会」を設立。松原産業(株)及び(株)きのしろに、エコビレッジ湯地の丘内にモデルハウス2棟を建設していただき、同協議会が賃借し移住体験用の住宅として活用しております。

また、周知活動として、主に首都圏等を中心に移住フェアへの参加、各種物産展において分譲地の販売促進の実施、関係機関の周知媒体（インターネット、広報誌など）の活用も積極的に行っております。

平成23年度には分譲地の販売促進を目的として、宅地建物取引業者との一般媒介契約制度を新たに設けました。宅地建物取引業者との連携を密にし、市街地との差別化を図った特色ある住宅団地として、早期完売に努めてまいります。

さらに近年、利用者が増加傾向にある当町への移住体験者の方々へ町民との交流

事業を展開した中で当町の魅力を知っていただくことで分譲地の販売につなげてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ご提言いただいた内容を踏まえて、今後もより効果的な方法を検討し、本町の定住促進と人口増加策の一翼を担う、エコビレッジ湯地の丘の素晴らしい自然景観をアピールしながら、今後さらに販売促進を図ってまいりたいと考えております。

9 行財政改革プランでは、職員数が削減されているが、サービスの低下につながるのではないか。

(回答) 本年3月に見直しを行った「がんばる栗山プラン21」では、平成27年度で職員数を、現在の151人から15人削減し、136人とする計画となっております。

本町が行財政改革をスタートした平成10年度で220人だった職員数が、本年4月では151人と、当時と比較すると約3割の削減を実施してきております。

この間、課の統廃合、収入役及び部長制の廃止、民営化等の推進、グループ制の導入など、職員数の削減によって住民サービスが低下することのないよう進めてまいりました。

今後におきましても、住民サービス面に十分配慮しながら、職員数の削減や民営化等による行政体制のスリム化をさらに推進し、行政効率を高めながら、町民負担の軽減を図ってまいります。

10 行財政改革プランで町税の値上げが予定されているが、未収金があまり減っていないのに増税となるのはどうなのか。未収金がさらに増えるのではないのか。

(回答) 本年3月に行った行財政改革プランの見直しに併せ、国が示した中期財政フレームに基づく財政推計の見直しも行いました。

その結果、計画よりも地方交付税が増となったことから、その財源を活用し、固定資産税を始めとする町民負担を伴う改革については、平成28年度以降に繰り延べを行ったところであります。

しかし、平成28年度以降は、地方財政計画の縮減が危惧されていることから、国の動きを注視するとともに、適宜財政推計の見直しを行いながら、町税等の値上

げ実施時期について検討してまいります。

なお、未収金の関係につきましては、平成19年に新設した税金対策室を中心に、関係各課連携のもと収納対策を講じた結果、少しずつではありますが、その効果が上がってきております。

今後も引き続き、各課の連携を強化しながら、徹底した収納対策を講じてまいります。

#### 1 1 角田地区の都市計画税課税区域の拡大に関して、中長期ビジョンはあるのか。

(回答) 角田地区の都市計画税課税の前提となる用途地域への編入については、平成10年に角田地区開発推進協議会から町に提出された、角田地区の良好な住環境づくりを目指した土地利用構想及び用途地域編入にかかる要望が発端となったものであります。

この要望を踏まえ、栗山町都市計画マスタープランに角田地区の用途地域編入について定め、国・道への諸手続を経て、平成18年3月に決定されたものであります。

当初、都市計画街路3.3.2北町通り(国道234号)の角田地区への延伸とセットで進める予定でしたが、角田バイパス事業の見通しが立たない状況となったことから、用途地域への編入を先行して実施したものであります。

この間、地元説明会等を開催し、角田地区住民皆さんの意見の反映に努めたところであり、都市計画税については、具体的な角田地区整備計画が立案された段階で、改めて説明会を開催し、課税を行うこととしたところであります。

角田地区振興の中長期ビジョンとしては、曙団地の建替えを平成27年度以降に着手する計画となっております。

また、栗山市街地との一体的な市街地形成に大きな影響を及ぼしている跨線橋の撤去について、国等に対し強く要請活動を行っております。

町としては、この跨線橋の撤去によって、新たな基幹道路網や住宅団地の整備など有効な土地利用が促進されるものと考えており、引き続き、関係機関に要請してまいります。

具体的な角田地区の整備計画がまとまり次第、都市計画税の課税を含め説明会を開催し、角田地区住民皆さんのご理解を得ながら進めてまいりたいと考えておりま

す。

**1 2 角田地域にある町有の遊休資産について管理状況と有効活用は。**

(回答) 建物については、一部町営住宅として利活用を図ってきております。

また、土地については、草刈り等を適宜実施し管理しておりますが、有効的な活用方法については、今後も引き続き検討してまいります。

**1 3 エゾシカ対策で設置した柵について雪害により破損しているが、その被害状況と補修予定は。**

(回答) 3月中旬から、破損状況・補修方法を検討しており、5月中に各地域のエゾシカ防護柵管理組合と、修繕補強に向け協議を終えたところであります。

本年6月議会において補正予算をお願いし、早い時期に修繕補強に取り組んでまいります。

**1 4 鳥獣被害（アライグマ等）対策は、今でも行っているのか。**

(回答) 有害鳥獣被害対策の駆除は、北海道猟友会栗山支部に委託しております。

平成23年度実績は、アライグマについては町保有の箱罠113台で311頭駆除、キツネ115頭、エゾシカ264頭、キジバト129羽、カラス74羽、カラスの巣7個であります。

**1 5 東日本大震災で発生したがれき処理について、栗山町の対応としてどのように考えているのか。**

(回答) 町の施設で処理することは考えておりません。本町においては、ごみの分別による再資源化を実施し、資源物以外を埋め立て処理している状況で埋め立て施設の残容量も少なく震災がれきの受け入れをできないと判断しております。

被災地のために何か他のかたちでお手伝いできればと考えております。

なお、震災直後に被災された町に対しごみ袋を提供いたしました。

**1 6 炭化処理施設の稼働によりできた炭は、有効に活用されているのか。**

(回答) 今春の融雪期に数名の農業生産者に融雪剤として試験的に使用していただきましたが、「炭」にならない異物の混入が多いと不評でした。

「炭」の有効活用のため、金属類・ガラス・銀紙などの資源紙など分別の徹底にご協力をお願いいたします。

**17 町道森・雨煙別線の未舗装区間(元南坂地先～シャトレーゼCCコース管理事務所)について、舗装をお願いしたい。**

(回答) 本町では、道路整備をはじめ様々な事業実施に当たっては、財政状況を勘案し策定した、「栗山町第5次総合計画」に基づき、年次計画の中で事業を行っております。

他の町内会や自治会からのご要望を受けている町道の未整備路線があり、今回ご要望のありました町道森雨煙別線の舗装要望につきましては、財政上からも直ちに実施できる状況ではありません。

今後とも現状を確認しながら、補修等に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

**18 人口減に歯止めをする対策はないのか。町内に働く場所がないので、企業誘致を真剣に取り組んで欲しい。**

(回答) これまで、非常に厳しい財政状況下でありましたが、義務教育までの医療費助成など次代を担う子どもたちへの投資、また、積極的な企業誘致による雇用の場の確保、さらに若者や退職者の定住・移住促進に向けた分譲地の整備など、人口増対策として考えられる施策を積極的に展開してまいりました。

第5次総合計画において目標とした人口には若干届いていませんが、これまで実施してきた施策の効果が、少しずつではありますが出てきております。

今後も、一つひとつの施策を大切に積み重ね、まちとしての評価を高めていくとともに、ふるさと栗山の個性と地域性を活かした魅力あるまちづくりを推進してまいります。

また、企業誘致活動につきましては、平成20年度に購入整備した栗山工業団地を誘致先として、道東京事務所をはじめとする関係行政機関、また、商工会議所や金融機関、さらに既進出企業による情報提供先の道内外の企業訪問などを展開しております。

平成23年度におきましては、年間延べ60回を超える誘致活動を行っておりますが、栗山町への立地について具体的にご検討いただいている案件も出てきており、今後も引き続き立地実現に向けてアプローチを継続してまいります。

**19** ガソリンの高騰で160円を超えると減税措置があったと思うが。

(回答) 平成22年に租税特別措置法が改正され、期限を定めずに当分の間、特例税率としてガソリン1リットルあたり53.8円が維持されることになりました。同時に、ガソリンの3カ月の平均小売価格が1リットル当たり160円を超えるに至った場合は、特例税率の適用を停止する仕組みも設けられたところであります。

しかし、この「トリガー条項」については、東日本大震災の復興財源に充てること等を理由に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により、平成23年4月27日より東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することになっております。

**20** 町道角田鉦線のその後の経過は。

(回答) 町道終点側の一部区間において、不法投棄防止のため夜間のみロープを張っておりますが、今のところ不法投棄も収まり、周辺環境は良好に改善されております。

また、町道の通行についても制限なく通行できる状態となっております。

なお、今後、町道の通行に支障が生じた場合については、関係者と慎重に協議してまいります。

**21** 孤独死が全国的に増えているが、栗山町としての対策は何か考えているのか。

(回答) 社会福祉協議会と連携し、在宅サポーター（社会福祉協議会臨時職員2名）が、『命のバトン』配付世帯等への定期訪問を実施するとともに、これまで電話による対応のみであった電話サービス事業について一部事業内容を変更し、平成24年度からサービス利用者に対し、訪問活動も実施することで実態把握の充実に努めてまいります。

緊急通報システムの設置者に対して、平成24年度から委託業者の保健師等による電話連絡（毎月一回）による安否確認も行ってまいります。

また、各地区に担当保健師・介護支援専門員を配置し、情報収集等を行うとともに、気になるケースについては、地域包括支援センターが中心となり対応しております。

民生委員・児童委員や町内会・自治会等とも連携を図りながら、対応強化に努めてまいります。

**2 2 栗山中学校と継立中学校を統合するという報道があったが、決定したのか。**

(回答)「統合」は、決定事項ではありません。

昨年8月から教育委員会が、「栗山町の中学生をどのような環境のもとで教育することが望ましいのか」について問いかけした結果、継立小学校・中学校両校PTAにおいて「統合という方向で進むこと」が確認されたものであります。

これを受け教育委員会として地域の意見を聴取するため、継立小・中の両校PTA会長、継立中学校同窓会長、継立地区青少年育成会長、継立町内連合会長、日出連合町内会長、継立商工振興会長、校区の自治会長を構成員とする仮称「栗山町中学校配置検討協議会」を6月12日(火)に開催したところであります。

今後、様々な条件が整った場合、町長の提案に基づき町議会において「栗山町立学校設置条例の一部改正」が議決されれば、最速で平成26年4月、栗山中学校と継立中学校が統合となる予定であります。

**2 3 臨時職員について、毎年同じ人が雇用されているようだが、公平性に配慮しているのか。**

(回答)臨時職員の雇用につきましては、毎年、町広報により募集を行い、応募者の中から選考して雇用しておりますが、例年応募者が少数のため、今後、多くの方に募集していただけるよう、募集方法を見直ししてまいります。

**2 4 商店街振興対策について、継立地区にも特に除雪費等の支援を頂きたい。**

(回答)商店街振興対策につきましては、商店街の集客性向上のため栗山商工会議所及び各商店街組合を中心とした自発的な活動に対し支援することを目的としております。

主な支援としては①栗夢プラザ運営費補助②歩行者天国③地区統一行事④盆踊り

事業④継立地区ふれあいの集い事業⑤イルミネーション整備事業⑥商店街冬期環境整備事業などがあります。

継立地区の除雪の支援については、地元の商工会などから商店街の集客性向上対策などご提案があれば、商工会議所やまちの駅栗夢プラザと連携を図りながら協議してまいりたいと考えております。町といたしましても、賑わいのある商店街づくりが図られることを強く望みます。

**25** 栗山赤十字病院の経営を安定させるには、大勢の患者を集めなければならない。それらの対策として送迎バス等の活用が必要と思うがどうか。

(回答) 平成23年度末に完成した「栗山赤十字病院あり方検討会」報告書に、栗山赤十字病院(栗山町の地域医療)の機能のあり方と必要な施策を掲げ、平成24年度から3カ年かけて、経営の安定化を含め具体的に推進してまいります。今後、各施策の推進にあたり、本ご意見を含め、多くのご意見を参考にさせていただきたいと考えております。

なお、本報告書は町のホームページに掲載しており、概要版については各町内会・自治会の健康づくり推進員さんを通じて回覧しておりますので、是非ご覧ください。

**26** 栗山赤十字病院へ町からの補助金をいつまで続けるのか。きちんとした救急体制の確保とあわせて患者が受診しやすい病院にして欲しい。

(回答) 栗山赤十字病院への補助金は、救急医療事業分、常勤医師のいない診療科の医師派遣にかかる地域医療機能確保分があり、平成24年度は医療機器の購入についても補助を行っているところであります。

ご質問の、補助金をいつまで続けるのかという点について、町内の救急医療体制維持、地域医療機能確保の観点から、当該病院が救急医療等地域の基幹的役割を果たしている限り継続してまいります。

救急体制の確保と受診しやすい病院という点につきましては、「栗山赤十字病院あり方検討」報告書にあるように、町内の医療機関の協力を得た救急医療の実施体制の構築、住民に身近な病院づくりについて、それぞれ推進してまいります。また、日頃お気づきの点については、栗山赤十字病院内に“ご意見箱”が常設されており

ますので、ご意見をお寄せいただければと思います。

なお、「栗山赤十字病院あり方検討会」報告書は町のホームページに掲載しており、概要版については各町内会・自治会の健康づくり推進員さんを通じて回覧しておりますので、是非ご覧ください。

**27** 町税の税率改定で、角田地区の都市計画税課税区域の見直しを平成28年以降に予定しているが、池田町では過疎化が進み新たな都市基盤整備を行う必要がないとして都市計画税の廃止を決定した。栗山町は考えていないのか。

(回答) 既に都市計画税を課税している栗山市街地区等については、今後も公共下水道事業(管及び機器更新)や公園等の維持管理など都市基盤整備を行うこととしており、引き続き都市計画税の課税を行っていくという考えであります。

**28** 自治区構想について農村部の区割りの範囲が広すぎるのではないか。

(回答) 自治区構想は、急激に進展する人口減少・少子高齢社会における防災対策を始め希薄化する地域コミュニティの再生・強化を図る10年、20年先を見据えた取り組みであります。

栗山市街地域においては、既に8つのまちづくり協議会(自治区)が設立され、全ての単位町内会が、この自治区構想に参加し、現在、防災対策を中心とした活発な取り組みが進められております。

また、継立地域においては、当初、日出地域との自治区設置を目指しておりましたが、日出地域の理解が得られず、継立地域単独でモデル地域としてスタートを切りました。

しかし、農村地域においては、地域を南・中・北に分け、これまで意見交換会を行ってまいりましたが、今回のご意見にありますように、広範囲での組織作りの難しさを指摘されております。

このことから、農村地域については、当面は単位自治会における自主防災組織設置に向けた協議や活動を優先に進めることにしたところであります。

単位自治会での協議や活動状況を踏まえ、今後も地域皆様のご意見をいただきながら、自治区の全町設置に向け、引き続き取り組んでまいります。

**29** 農産物の残渣の焼却について、栗山町は近隣から比べると厳しいのではないかと。条例で焼却できないようになっているのか。

(回答) 野焼きについては、条例ではなく国の法律により全国一律の基準です。

しかし、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却であれば特例措置があります。この場合は、消防の火入れ許可条件を守り処理することができます。

なお、農作物残渣の焼却につきましては、事前に町環境生活課にご相談願います。

**30** 自治基本条例は不要である。「住民憲章」で充分ではないか。

(回答) 「町民憲章」とは、一般的に町民の精神的な心得として定められているもので、栗山町の町民憲章は以下のとおりとなっております。

わたくしたちは、夕張川の流れとともに、たくましい先人の夢を育て、輝く未来を築く栗山町民です。

- ・健康につとめ、笑顔あふれるまちをつくりましょう。
- ・きまりを守り、住みよいきれいなまちをつくりましょう。
- ・親切をつくし、心のふれあうまちをつくりましょう。
- ・仕事にはげみ、生きがいのあるまちをつくりましょう。
- ・郷土を愛し、文化豊かなまちをつくりましょう。

一方、「自治基本条例」は、自治の担い手である町民・議会・行政の役割と責務、さらには情報共有と町民参加を基本とする町的意思決定の仕組みなどを定めるもので、自治体運営の基本ルールとなるものです。

「住民憲章」と「自治基本条例」とは、そもそも性質や役割が違うものであることから、住民憲章とは別に自治基本条例をつくる必要があると考えております。

地域のことは、その地域に住む住民が決めるという本格的な地方分権時代が到来する中、情報共有と町民参加による意思決定の仕組みを将来に向けて保障することを定める「自治基本条例」の制定について、ご理解とご協力をお願いするものであります。

**3 1** 新町通りの整備については、地権者にとって死活問題であり、調査をして進捗状況を開示して欲しい。

(回答) 新町通りの街路整備につきましては、道路管理者である北海道と事業認可に向け協議しておりますが、計画している総事業費が大きいことから、事業認可に当たっては、北海道政策評価条例の規定に基づく「公共事業大規模等事前評価委員会」の審査が必要であるため、これまでも北海道と事業内容や費用対効果について精査している状況であります。

進捗状況につきましては、積極的に地元期成会や地権者に情報提供をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

**3 2** 日出地区において空き家の屋根からの落雪が危険であり、歩道ではなく車道を通っている状態なので、何か対策はないのか。

(回答) 落雪の危険な空き家住宅については、町から町内外の所有者に対し、電話又は文書により対応のお願いを行っております。

本年は、冬期間に入る前に、町に要望のある危険住宅の所有者に対し、文書での啓発を行い、地域住民の生活に危険が及ばないような対策を講じていただくようお願いしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

**3 3** 中学校を統合する場合は、生徒たちに負担をかけないようにスクールバスの時間帯等に配慮して頂きたい。

(回答) 児童生徒の乗車時間が可能な限り短くなるようにするため、現在2コースに加え1コースの増設を検討してまいります。

また、特に下校時については、「授業・短学活・清掃終了後の便」、「放課後活動終了後の便」、「部活動終了後の便」の3便体制の可能性についても併せて検討してまいります。

**3 4** 自治区構想で日出地区は単独で良いのではないのか。

(回答) 今後さらに加速する少子高齢・人口減少に対処するため、隣接する地域の住民皆さん同士が協議を行いながら、自治区構想が進められてきました。

日出地域は、当初継立地域との自治区設置を目指しておりましたが、役員の成り

手不足や距離的な問題などから、地域全体の理解が得られず、継立地域単独のモデル地域としてスタートしたものであります。

ご意見にあります日出地域単独での自治区設置については、自治区構想推進の趣旨・目的を達成するには、地域の規模からしても、非常に困難性があると考えております。

したがって、将来的な日出地域の状況を見据え、地域のあり方について、しっかりと議論を行うとともに、継立地域と日出地域の連携による自治区設置についても、引き続き、協議を進めてまいります。

**35** 山楽荘については景観や安全面等を考えると、あまり好ましい状況ではない。今後どうするつもりなのか、対応策はあるのか。

(回答) 旧山楽荘は現在、土地の所有者と建物の所有者が別々となっております。町としては現在、建物の所有者に対し早期に取り壊しするよう要求しております。

建物所有者は取り壊し費用が1,400万円かかるため、「その費用の捻出ができない。」と拒否しておりますが、町といたしましてもこれ以上、放置することができませんので、「強制代執行もありうる。」と通告もしているところであります。